

多賀工業会栃木支部会規約

(総則)

- 第1条 この組織は、多賀工業会栃木支部会（以下、本会という。）と称する。
- 2 本会は、主たる事務所を第6条に定める支部長または幹事長の自宅に置く。ただし、必要に応じて、会計職務のための事務所を会計幹事の自宅におくことができる。

(目的)

- 第2条 本会は、会員相互の親睦と会員それぞれの隆昌を図り、併せて母校（第4条に掲げる大学等をいう。）の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

- 第3条 本会は、第2条に掲げる目的を達成するために次の各号に掲げる事業を行う。
- (1) 会員相互の親睦を図るための事業
 - (2) 会員が必要とする情報等を提供する事業
 - (3) 広報および情報収集のための事業
 - (4) 講習会、見学会、研修会およびセミナー等の開催
 - (5) 母校の発展のために必要な事業
 - (6) その他、前各号に付帯する事業

(会員)

- 第4条 本会は、原則として栃木県及びその近隣地域に在住するか又は勤務する、多賀高等工業学校、多賀工業専門学校、茨城大学多賀工業専門学校、多賀工業専門学校附設工業教員養成所、茨城大学多賀工業専門学校附設工業教員養成所、茨城大学工学部、茨城大学工業短期大学部を卒業した者、および茨城大学大学院工学研究科、茨城大学大学院理工学研究科（工学系）を修了した者、または在学したことのある者で、会員の推薦により支部長が承認した者で構成する。

(会費)

- 第5条 会員は、年間2,000円の会費を納入しなければならない。

(役員)

- 第6条 本会に次の役員をおく。
- | | |
|------|-------------------------------|
| 支部長 | 1名 |
| 副支部長 | 1名以上3名以内 |
| 幹事 | 15名以上25名以内（幹事長1名及び会計幹事1名を含む。） |
| 監事 | 1名以上3名以内 |

(役員を選任)

- 第7条 役員は、総会において会員の中から選任する。
- 2 幹事長及び会計幹事は、幹事のなかから支部長が選任する。

(役員職務)

- 第8条 支部長は、本会を統括する。
- 2 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故あるときはその職務を代行する。
 - 3 幹事長は、支部長および副支部長を補佐し、幹事の職務を総括する。
 - 4 会計幹事は、本会の会計を掌り、かつ本会の財産を管理する。
 - 5 幹事は、本会の事業に係る職務を執行する。
 - 6 監事は、本会の事業の執行状況およびその会計を監査する。

(役員任期)

- 第9条 役員任期は、それぞれ選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠又は増員で選任された幹事の任期は、前任者又は他の在任幹事の任期と同時に満了する。
 - 3 補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期と同時に満了する。

(顧問)

- 第 10 条 本会に顧問を置くことができる。
2 顧問は、第 13 条に定める幹事会の推薦により支部長が委嘱する。

(総会)

- 第 11 条 総会は、会員をもって構成するものとし、各々 1 個の議決権を有する。
2 毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に定時総会を開催する。
3 必要に応じて臨時総会を開催することができる。
4 総会は、支部長が招集する。
5 総会の議長は、出席した会員のなかから選出する。

(総会の定足数、議事及び議決)

- 第 12 条 総会は、20 名以上の会員の出席により成立する。なお、次項の規定により議決権を行使できる会員は総会に出席したものとみなす。
2 やむを得ない理由で出席できない会員は、予め通知された事項について書面をもって議決権を行使し、又は他の会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。
3 総会は、次の各号に掲げるものを議事とする。
(1) 事業経過および決算
(2) 事業計画および予算
(3) 役員を選任
(4) 本規約の改廃
(5) その他必要な事項
4 総会の議事は、出席した会員の議決権の過半数をもって決する。

(幹事会)

- 第 13 条 幹事会は、支部長、副支部長および幹事をもって構成する。
2 幹事会は、必要と認めた場合に支部長が招集する。
3 幹事会は、次の各号に掲げるものを議事とする。
(1) 総会に提出する議案
(2) 事業計画に基づく事業の執行
(3) その他本会の運営上必要な事項
4 幹事会は、第 1 項に定める構成員の過半数の出席で成立し、その議事は、出席者の議決権の過半数で決する。
5 幹事会は、必要に応じて顧問に意見を求めることができる。
6 監事は、必要に応じて幹事会に出席し、本会の事業の執行状況及び会計の状況に関する意見を述べるすることができる。
7 顧問は、必要に応じて、又は、支部長の要請により幹事会に出席し、本会の運営全般に関する意見を述べるすることができる。

(委員会)

- 第 14 条 本会に、幹事会の諮問機関としての委員会をおくことができる。
2 委員会の種類、構成などについては別に定める。

(事業年度)

- 第 15 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 31 日に終了する。

(定めのない事項)

- 第 16 条 本規約に定めのない事項で必要な事項は幹事会において定める。

(付則)

1. 本会則は、昭和 59 年 3 月 11 日より施行する。
2. 本会則は、平成 8 年 7 月 7 日より施行する。
3. 本規約は、平成 22 年 7 月 11 日より施行する。
4. 本規約は、平成 26 年 5 月 25 日より施行する。